○南アルプス市議会議員政治倫理条例

令和６年５月３１日

条例第２７号

南アルプス市議会議員（以下「議員」という。）は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。このため議員は、政治不信を招くような言動を厳に慎み、法令及び条例を遵守し、市民から信頼されるよう、さらなる倫理観と人格の向上を目指し、ここに南アルプス市議会議員政治倫理条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員が市政に対する市民の負託に応えるとともに、市民に信頼される政治活動を行うことを目的とする。

（議員の責務）

第２条　議員は、市政に関わる自らの権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に基づき、その使命の達成に努めなければならない。

２　議員は、次条に規定する政治倫理基準に反する事実があると疑われた場合は、自ら進んで説明責任を果たさなければならない。

３　議員は、政治倫理に関する研修を定期的に行い、日々の学習と実践により政治倫理の向上に努めなければならない。

（政治倫理の基準）

第３条　議員は、法令に定めるほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（１）　品位及び名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

（２）　議員の地位による影響力を利用して便宜の供与を受けないこと及び金品を授受しないこと。

（３）　議員の地位による影響力を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

（４）　市が行う請負契約、物品購入契約及びその他の契約、許可、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者の指定等に関し、特定の者への取り計らいをしないこと。

（５）　公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）の規定に違反する寄附、要求等の行為をしないこと。議員の後援団体に対しても同様とする。

（６）　政治活動に関し、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）に規定

する政治資金以外の授受をしないこと。

（７）　市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしないこと。

（８）　市職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこと。

（９）　職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

（１０）　反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に利用され、又は反社会的勢力の活動に参加しないこと。

（審査の請求）

第４条　市民及び議員の代表者は、議員に前条に規定する政治倫理基準に違反する行為があると認めるとき、又は議員が刑事事件により有罪の判決を受けたときは、これを証する書面を添え、次に掲げる連署をもって、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（１）　市民が審査請求をする場合　有権者（地方自治法第７４条第５項に規定する選挙権を有する者をいう。）の総数の５０分の１以上の者の連署

（２）　議員が審査請求をする場合　議員の定数の８分の１以上の者の連署

２　前項の規定による審査請求は、審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日又は刑事事件により有罪の判決を受けた日（この項においてこれらを「当該日」という。）が属する議員としての任期中（当該任期を経過した場合であって、当該議員が再選されている場合は、当該日から３年以内）に行わなければならない。

（審査会の設置）

第５条　議長は、前条の審査請求の要件を満たしていると認めたときは、これを受理し、南アルプス市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び議長を除く全議員とする。

３　審査会は、委員の互選により会長及び副会長を置き、会長が招集する。

４　委員の任期は、第６条第７項の規定による報告をもって終了する。

５　委員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の審査）

第６条　審査会は、第３条に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

２　審査会は、前項の規定による審査を行うため、審査対象議員、その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

３　審査会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
４　審査会は、委員の３分の２以上が出席しなければ開くことができない。
５　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
６　審査会の会議は、原則公開とする。ただし、第三者のプライバシー保護等のため出席委員の３分の２以上の合意により非公開とすることができる。
７　審査会は、第１項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、第３条に規定する政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があると認定したときは、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって議長に勧告することができる。
８　前項に規定する措置は、次の各号のいずれかによる。
（１）　議長による口頭注意
（２）　文書による厳重注意
（３）　議会への出席停止勧告
（４）　議会における役職の辞任勧告
（５）　議員辞職勧告
９　審査会は、第７項に規定する措置の決定に当たっては、第５項の規定にかかわらず出席委員の３分の２以上によりこれを決定しなければならない。
１０　議長は、第７項に規定する審査会の審査結果を尊重しなければならない。
１１　議長は、審査会が必要と認める措置が第８項第５号に該当する場合は、議会運営委員会に諮り、議会において議決する。
１２　議長は、審査請求をした者の代表者及び審査対象議員に対し、審査又は前項の規定による議決の結果を文書で通知する。
１３　議長は、審査結果の概要について公表し、政治倫理基準違反がないと確認した場合は、審査対象議員の名誉回復に必要な措置を講じなければならない。
（議員の協力義務）
第７条　審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、これに従わなければならない。
２　審査対象議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。
３　審査対象議員は、審査結果について、議長に弁明書を提出することができる。
４　前項の規定により弁明書が提出され、審査対象議員が希望する場合、議会において弁明することができる。
５　議長は、前条第１３項の規定による公表を第３項の弁明書の全部又はその概要と併せて行うものとする。
（説明会）

第８条　議員は刑事事件により有罪の判決を受けた場合であって、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対し説明会を開催し、説明責任を果たさなければならない。

（改正）

第９条　議会は、この条例について改正の必要が生じた場合は、速やかに改正する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。